

## 【改訂8版】食品表示検定・初級 認定テキスト 訂正情報及び法令改正におけるテキスト該当部分

【訂正情報】テキストに以下の通り修正箇所がございました。お詫びして訂正いたします。

訂正情報 発表日	対象と なる刷	頁	章	訂正箇所	訂正前	訂正後
2024年 7月31日	1刷	P100	3-4	図表1	指定添加物 合成や天然など製造方法にかかわらず、安全性について食品安全委員 会の評価を受け、厚生労働大臣が食品衛生法第12条に基づいて個別に 指定したもの	指定添加物 合成や天然など製造方法にかかわらず、安全性について食品安全委員 会の評価を受け、内閣総理大臣が食品衛生法第13条に基づいて個別に 指定したもの
2024年 4月1日	1刷	P274	6-1	上から9行目～	食塩相当量として15歳以上の男性で年齢別に1日7.5～8g未満、女性で6.5 ～7g未満を目標と	食塩相当量として15歳以上の男性で1日7.5g未満、女性で6.5g未満を目標 と

【法令改正情報】★2024年 後期の試験は、2024年4月1日時点で施行されている法令に基づき出題されます。

法令の 公布日	対象と なる刷	頁	章	関連する箇所	関連するテキストの記述(従来の法令に基づいた記述です。)	法令改正の内容
2024年 4月1日	全刷	P84	3-3-2	図表1	特定原材料に準ずるものの表 アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフル ーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、 <b>まつたけ</b> 、もも、や まいも、りんご、ゼラチン	2024年3月28日付で、通知「食品表示基準について」が改正され、特定原 材料に準ずるものとして新たに「 <b>マカダミアナッツ</b> 」が追加されました。一方 でこれまで特定原材料に準ずるものとして表示が推奨されてきた「まつた け」は、リストから削除されることとなりました。 「特定原材料に準ずるもの」の対象品目数は、特定原材料の対象品目数 と併せて現行の28品目数を目安とするという方針から品目の見直しが行 われたものです。
		P87	3-3-2	図表3	特定原材料に準ずるもの、その代替表記と拡大表記(表記例)の表 <b>まつたけ、松茸、マツタケ、焼きまつたけ、まつたけ土瓶蒸し</b>	
		P100	3-4	図表1	指定添加物 合成や天然など製造方法にかかわらず、安全性について食品安全委員 会の評価を受け、 <b>厚生労働大臣</b> が食品衛生法第12条に基づいて個別に 指定したもの  既存添加物 長年使用されていた実績があるものとして <b>厚生労働大臣</b> が認めたもの	2023年5月に公布された「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係 法律の整備に関する法律」が2024年4月1日に施行されました。この法令 は生活衛生関係行政の機能強化を図るため、食品衛生法や水道法等の 所管の一部を厚生労働省からそれぞれ移管するとともに、関係審議会の 新設及び所掌事務の見直しを行うものです。  この改正に伴い食品表示に関連する分野においては、食品表示基準及 び関係通知類が2024年4月1日付で改正され、食品衛生法に基づく食品 衛生基準に関する権限が内閣総理大臣に移管されました。例えば指定添 加物の指定、既存添加物として使用を認めること等については厚生労働 大臣に代わって内閣総理大臣が担当することになります。なお添加物を 含む食品表示に必要な基準を定めること等の権限は消費者庁長官に委 任されます。
		P167	4-7	上から2行目～	①種類別名称 乳や乳飲料は、「乳及び乳製品の成分規格等に関する <b>省令</b> 」(以下「乳等 <b>省令</b> 」という。)の定義に従い…	この改正に伴って、食品衛生法に基づいて策定されていた「乳及び乳製 品の成分規格等に関する省令(乳等省令)」が「乳及び乳製品の成分規格 等に関する命令(乳等命令)」に改正されています。 消費者庁の組織変更も4月1日付で行われ、これまで食品表示に関する行 政事務を担当してきた食品表示企画課が食品表示課と改められました。
		P169～ P174	4-7～ 4-8	本文中各所	…乳等 <b>省令</b> …	

(以上)